



2023年8月30日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔
(コード：9263 東証スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 執行役員CFO 三井 規彰
電 話 03-6453-6644 (代表)

監理銘柄(確認中)の指定解除及び特設注意市場銘柄の指定に関するお知らせ

当社は、2023年8月31日付で、株式会社東京証券取引所より、監理銘柄(確認中)の指定解除がされるとともに特設注意市場銘柄に指定されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄(確認中)の指定解除について

(1) 監理銘柄(確認中)の指定解除日

2023年8月31日

(2) 理由

株式会社東京証券取引所は、2023年7月27日に、当社が有価証券報告書の法定提出期限(2023年7月31日)までに有価証券報告書を提出できる見込みのない旨の開示を行ったことから、当社株式を監理銘柄(確認中)に指定していました。

本日、当社による有価証券報告書の提出が確認されたため、当社株式について、2023年8月31日付で、監理銘柄(確認中)の指定が解除されることとなりました。

2. 特設注意市場銘柄の指定について

(1) 特設注意市場銘柄の指定日

2023年8月31日

(2) 理由

当社は、2023年5月31日に第三者委員会の調査報告書の開示を、同年6月13日に2023年4月期第3四半期報告書(以下「第3四半期報告書」という。)の提出を、同年7月26日に責任調査委員会の調査報告書の開示を、また、本日、2023年4月期有価証券報告書(以下「有価証券報告書」という。)の提出を行いました。

これらの開示、提出等により、以下の事項が明らかとなりました。

- ・ 当社グループでは、2023年3月7日に当社代表取締役社長を辞任した者(以下「当社元社長」という。)を含む複数の者が共謀することで、内部統制を無効化するとともに、当社元社長等の私的な利益追求を優先すると考えられる行為が長期間にわたり行われていた疑義があるものの、当社はこの疑義の全容を十分に解明できていないこと
- ・ 第三者委員会の調査報告書において、当社元社長等が意思決定機関を支配していることが伺われ、当社の子会社として取扱うことが適切と推測できるとされた会社(以下「疑義対象会社」という。)に関する会計情報等の提供要請に当社元社長等が十分に応じない中で、当社は疑義対象会社である20社以上を連結の範囲に含めるべきか等を判断するために必要な情報及び根拠等を入手できていないこと

- ・ 当社グループと疑義対象会社との間では、長年にわたり多額の業務委託取引等が行われており、その額は2023年4月期連結会計年度においては11億円を超えるものとなっているものの、当社はこれらの業務委託費の金額に未発見の虚偽表示が含まれているかどうかなどを判断するために必要な情報及び根拠等を入手できていないこと
- ・ こうした状況が生じた中で、第3四半期報告書の四半期連結財務諸表に添付される四半期レビュー報告書が結論不表明となり、また、有価証券報告書の連結財務諸表に添付される監査報告書が意見不表明となったこと

上記の状況が生じた背景等として、主に以下の点が認められました。

- ・ 当社グループでは、疑義対象会社との取引については、当社元社長等が手続の責任者等となっていたため、取引の妥当性、適正性について実質的に検証できる体制となっておらず、また、契約締結時の稟議その他の決裁プロセスに係る書面や業務ごとの見積書等に適切に保管されていないものが存在しており、事後的にも取引の妥当性、適正性等が適切に検証できない状況が生じていたこと
- ・ 複数の当社元取締役や元常勤監査等委員が、当社元社長を含む複数の者が共謀することで、内部統制を無効化するとともに、当社元社長等の私的な利益追求を優先すると考えられる行為の疑義を認識した、もしくは、認識し得たにもかかわらず、取締役会等での問題提起や事実関係の更なる確認を適切に行っていなかったなど、当社元社長等に対する監督・監査責任を十分に果たしていなかったこと
- ・ 当社では、当社元社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス上の重要問題の審議やコンプライアンス体制定着のための諸活動を行うとされていたものの、こうした活動は十分に行われておらず、また、社外取締役からの指摘後も同様の状態が継続していたこと
- ・ 当社では、規程どおりに取締役会に案件が付議・報告されていないなど取締役会の運営に不備が生じていたこと
- ・ 当社では、法務部門や経理部門、内部監査部門が軽視され脆弱な体制となっており、特に、内部監査部門では専任の担当者が配置されず、また、内部監査業務の外部委託範囲も限定的であった結果、内部監査を適切に行う体制が構築されていなかったこと

本件は、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書の監査意見等が意見不表明等となったものであり、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領しました。

3. 今後の対応

本件につきましては、株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、2023年5月31日付及び2023年7月27日付の第三者委員会による調査報告書を受けて、決算作業並びに経営体制、ガバナンス体制の強化及び再発防止策等の検討を進める一方（一部については改善に着手済）、本件事案に関して、事実の検証及び現旧取締役（監査等委員を含む。）、元監査役等の責任追及（以下「責任調査対象者」といいます。）の可否を判断するため、2023年6月3日付にて責任調査対象者と利害関係を有しない中立・公正な外部の法律家で構成される責任調査委員会を設置することを決議して、調査を開始し、調査を行いました。2023年7月26日付及び同年8月21日付にて同責任調査委員会より、当社元社長が当社代表取締役に就任した2014年4月期以降の当社取締役（監査等委員を含む。）、監査役及び当社と委任契約を締結していた委任型の執行役員の一部について（以下、総称して「元役員」といいます。）職務執行に関して任務懈怠責任があったか否か等についての調査報告書を受領しております。

当社取締役会は、責任調査委員会及び第三者委員会の認定に基づき、任務懈怠責任が認められる可能

性が認定された当社の元役員のうち、業務継続上の必要性及び訴訟準備に協力を得る必要性から、現在、当社との間で期間限定の業務委託契約を締結している者を除く元役員に対する損害賠償請求に関し、関与の度合い、訴訟における立証可能性、損害発生への寄与度、債権回収可能性などの観点から、責任追及訴訟を提起し、任務懈怠責任の有無及びその負担すべき金額について、裁判所において公的に確定することが妥当であると判断し、2023年8月21日付にて損害賠償請求を行うことを決議しております。

加えて、内部統制の充実は、不正を防止するだけでなく、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図り、さらにコンプライアンス体制の構築にもつながり、当社のディスクロージャーの信頼性を高めることにもなることから、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者査委員会及び責任調査委員会による提言等を踏まえた再発防止策を策定・実行し、管理部門並びに内部監査部門の強化を通じて内部統制の整備・運用を図ってまいります。1年の改善期間を経て指定の解除が受けられるように当社グループの役職員一丸となって皆様からの信頼回復に向けて尽力してまいります。

以 上